

令和5年壱岐市議会定例会4月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
第1日（4月25日 火曜日）	
議事日程表（第1号）	3
出席議員及び説明のために出席した者	3
再開（開議）	4
会議録署名議員の指名	5
審議期間の決定	5
発言の申し出（市長の報告）	5
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
報告第2号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告について	7
議案第32号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）	10
同意第1号 壱岐市教育委員会教育長の任命について	17
同意第2号 壱岐市教育委員会委員の任命について	19
同意第3号 壱岐市教育委員会委員の任命について	19
散会	20

令和5年壱岐市議会定例会4月会議を、次のとおり開催します。

令和5年4月18日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

- 1 期 日 令和5年4月25日（火）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和5年壱岐市議会定例会4月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	4月25日	火	本会議 (10:00~)	○再開 ○審議期間の決定 ○議案審議 (質疑、委員会付託省略、討論、採決) ○散会 ○会議録署名議員の指名 ○議案の上程、説明

令和5年壱岐市議会定例会4月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第 2号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第13号） の専決処分の報告について	—	報告済 (4/25)
議案第32号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）	省 略	原案のとおり可 決 (4/25)
同意第 1号	壱岐市教育委員会教育長の任命について	省 略	同 意 (4/25)
同意第 2号	壱岐市教育委員会委員の任命について	省 略	同 意 (4/25)
同意第 3号	壱岐市教育委員会委員の任命について	省 略	同 意 (4/25)

令和5年 壱岐市議会定例会 4月 会議 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和5年4月25日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	1番 森 俊介 2番 樋口伊久磨
日程第2	審議期間の決定	1日間 決定
日程第3	報告第2号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第13号)の専決処分の報告について	財政課長説明、質疑あり
日程第4	議案第32号 令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	財政課長、市民部長説明、質疑あり、委員会付託省略、討論なし、可決
日程第5	同意第1号 壱岐市教育委員会教育長の任命について	市長説明、質疑あり、委員会付託省略、討論なし、同意
日程第6	同意第2号 壱岐市教育委員会委員の任命について	市長説明、質疑なし、委員会付託省略、討論なし、同意
日程第7	同意第3号 壱岐市教育委員会委員の任命について	市長説明、質疑なし、委員会付託省略、討論なし、同意

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	中上 良二君
企画振興部長	塚本 和広君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	平田 英貴君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	目良 顕隆君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	横山 将司君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があっており、許可をいたしております。御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和5年壱岐市議会定例会4月会議を開きます。

議事に入る前に、職員紹介の申出があっておりますので、これを許します。眞鍋副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 皆様、おはようございます。それでは、私のほうから、4月1日付人事異動に伴いまして、異動した職員並びに今回から議会へ出席する職員について紹介をさせていただきます。

総務部長の中上良二でございます。

○総務部長（中上 良二君） おはようございます。中上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 企画振興部長の塚本和広でございます。

- 企画振興部長（塚本 和広君） 塚本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副市長（眞鍋 陽晃君） 建設部長の平田英貴でございます。
- 建設部長（平田 英貴君） 平田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副市長（眞鍋 陽晃君） 教育委員会教育次長の目良顕隆でございます。
- 教育次長（目良 顕隆君） おはようございます。4月1日付で教育次長を拝命いたしました目良です。職責を果たせるよう、精いっぱい務めていく所存です。皆様方の御指導、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副市長（眞鍋 陽晃君） 総務部総務課長の横山将司でございます。
- 総務課長（横山 将司君） 4月から総務部総務課長を拝命しました横山でございます。本年度は市政施行20周年の年に当たりますので、この20周年を機にしっかりと壱岐市市政が飛躍できるように真摯に努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副市長（眞鍋 陽晃君） 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（豊坂 敏文君） 議会事務局の職員も異動がっておりますので、紹介をいたします。
松永議会事務局次長補佐兼事務局書記（係長）でございます。
- 議会事務局次長補佐（松永 淳志君） 松永でございます。よろしくお願ひします。
- 議長（豊坂 敏文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
4月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、森俊介議員、2番、樋口伊久磨議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

- 議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。
お諮りします。4月会議の審議期間につきましては、本日1日としたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、4月会議の審議期間は、本日1日と決定しました。

ここで、白川博一市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） おはようございます。令和5年壱岐市議会定例会4月会議の開催に当

たり、御挨拶を申し上げます。

初めに、4月20日に開催されました長崎県のこれからの離島留学検討委員会について御報告をいたします。

本委員会は、行方不明となった壱岐高校の生徒が亡くなったことや、離島留学制度が平成15年度の制度発足時と比較して実施校数が3校から5校に増え、また様々な事情を抱えた生徒が入学してきている実態があることから、現行の離島留学制度の運営上の課題について、県教育長は知事部局と連携しながら総括的に検証を行い、必要な措置を講じていくために設置されたものであります。この検討委員会は、臨床心理士や弁護士などの外部有識者4名、壱岐、対馬、五島各市の市長及び教育長6名、県の副知事、教育長、政策監3名の計13名で構成される組織で、私と久保田教育長が委員として出席してまいりました。

会議では、高校生の留学制度の概要と、教育内容、県内5校の離島留學生の状況と支援内容及び壱岐の事案の概要等が説明され、各委員からは、留學生及び里親への支援体制、制度の意義、役割について精査をしつつ、広い視野で見えていくことなど、意見が出されたところであります。

今後、壱岐、対馬、五島のそれぞれの市で検討部会を立ち上げ、アンケートや聞き取り等の実態調査を実施し、8月下旬までに3回の検討委員会を開催する予定となっております。

本市においては、市が事務局となり、有識者等第三者を入れた壱岐市離島留学・いきっこ留学検討部会を設置するよう準備をしており、県と連携しながら、いきっこ留学制度及び離島留学制度について、制度の運営上の課題を検証し、離島留學生が安心した生活を送るとともに、制度が持続可能なものになるように必要な措置を検討していくことといたしております。

さて、新型コロナウイルス感染症について、本市における感染者数は、直近の3週間における1週間ごとの感染者数が3名、1名、3名と落ち着きを見せております。5月8日からは感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることとなりますが、新型コロナウイルスの存在自体がなくなるわけではありませんので、市民皆様には引き続き注意を払っていただくとともに、コロナと共生していく社会の実現に向けて、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

本市の春の風物詩である春の市につきましては、市内各地で順次開催されており、コロナ禍前の日常の風景が戻りつつあります。これから観光の島である本市にもぎわいを見せるシーズンを迎えることとなりますが、昨年の本市への観光客数は、コロナ禍前と比較して約7割程度まで回復しているものの、依然として厳しい状況にあります。

そのため、新型コロナの第5類への移行を機に、5月8日から島外の方を対象に3,000円の宿泊券を1,000円で購入できる壱岐DEお得に泊まろう宿泊券の利用を開始いたします。

また、本市が有する自慢の特産品の認知度をさらに高めて販路の拡大につなげるため、4月下旬から東京、大阪、福岡の大都市圏において、壱岐島フェアを順次開催してまいります。

これらの取組により、アフターコロナを見据えた早期の観光需要の回復並びに壱岐産品の販売促進等による幅広い経済波及効果による景気浮揚対策を積極的に図ってまいりますので、市民皆様におかれましては、島外にお住まいの御親戚や御友人の方へ、大変お得な宿泊キャンペーン並びに各大都市における壱岐島フェアの御紹介について御協力賜りますようお願いを申し上げます。

また、本市の貴重な自主財源であるふるさと納税の令和4年度の実績は、目標の5億円を大きく上回る7億3,900万円でした。本年度も引き続き、令和5年度の目標として掲げておりますふるさと納税10億円の獲得に向けて取り組んでまいります。

さらに、令和4年度の企業版ふるさと納税につきましても、最終的には4件、1,400万円の御寄付をいただいております。

さて、今般のコロナ禍の中において、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等により、市民皆様の日常生活における様々な負担が増加しております。そのような中、国においては、エネルギーや食料品価格等の物価高騰に直面し、特に影響を受けている低所得者世帯に対し、支援金を支給することとされました。

そのため、対象となる世帯に対して速やかに給付金を支給するため、本4月会議において所要の予算を計上いたしております。引き続き、本市経済の早期の回復とさらなる活性化に全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日提出しております案件は、予算案件2件でございます。

何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、開会に際しての御挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3. 報告第2号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第3、報告第2号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告についてを議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程の議案につきましては、財政課長並びに担当部長において御説明させますので、よろしく願いいたします。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

[財政課長（原 裕治君） 登壇]

○財政課長（原 裕治君） おはようございます。報告第2号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

予算書の1ページをお開き願います。

専決第1号専決処分書。専決処分の内容につきましては、民間の認定こども園整備事業の事業中止に係る予算の減額について、令和5年3月31日をもって専決処分したものでございます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,110万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246億5,168万2,000円とする。

第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の廃止は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ。第2表繰越明許費補正の1、廃止として、3款民生費、2項児童福祉費の認定こども園施設整備事業は、事業中止に伴い、繰越明許費を廃止するものでございます。

次のページを御覧ください。5ページ。第3表地方債補正の1、変更の民生債は、認定こども園施設整備事業に充当しておりました社会福祉施設整備事業債4,600万円を減額し、限度額を1,650万円としております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。10ページから11ページをお開き願います。16款県支出金、2項2目民生費県補助金について、認定こども園施設整備交付金1,268万5,000円及び保育所等整備交付金1億242万1,000円を減額しております。

2 2 款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。1 2 ページから1 3 ページ。2 款総務費、1 項3 目財政管理費の財政調整基金積立金は、事業中止により不要となる一般財源を積み立てるもので、1, 1 5 5 万 2, 0 0 0 円を補正しております。

3 款民生費、2 項 4 目保育所費は、事業中止に伴う施設整備費補助金 1 億 7, 2 6 5 万 8, 0 0 0 円を減額しております。

以上で、令和 4 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 3 号）の専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。山口議員。

○議員（4 番 山口 欽秀君） 通告はしておりませんが、質問をさせていただきます。

今回、この認定こども園の建設中止のために、これだけの予算の補正ということで専決処分がされておりますが、これだけの予算を国から、県からということで、事業の実施直前まで来た事業が急遽取り消しになったという、そういうことでの今後の壱岐市のいろんな事業の信用度というんですかね、そういう予算を壱岐市にということでのいろんな、今回のやつで国とか県からの指導とか、そういう意見があったのか、今後、こういう事態にならないために壱岐市としてどういうことを今後考えて、このこども園の認定中止を受け止めていらっしゃるか、その辺りをお聞かせ願えませんか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの山口議員の御質問にお答えいたします。

今回、国の事故繰越における事務処理につきましては、3 月会議でも御説明いたしましたとおり、国、県と協議をしながら、繰越における手続を進めており、保育所等整備交付金に係る国、県への施設の工事進捗状況報告については、補助事業者に対しまして工事の請負契約の締結、建設資材などの手配状況を含めた準備段階の確認を行いまして、年度内の現地工事着手の確約をもって、3 月末日の出来高見込みを 2 0 % として報告を行っていたところでございます。

この繰越しにおける国、県への進捗状況の報告につきましては、事務手続として、1 月に 3 月末の見込みで報告をしなければならなかったもので、先に説明のとおり、3 月までには着手をすることを前提としておりましたが、結果として着手されないまま事業撤退の申出があり、補助事業は中止となったところでございます。

補助事業者が事業撤退の判断に至った経過の詳細につきましては、撤退の申出があるまで把握はしておりませんでしたので、3 月時点で未着手の状況となっておりました時点で、国、県、補助事業者との連携を取りながら適切に対応すべき点がございましたので、今後におきまして

はこれまで以上に適切な事務処理に努めてまいりたいと思います。

なお、国の補助金の手続におきましては、県を通して事業中止の説明を行い、翌年度への繰越額をゼロとして報告することをもって事業中止の手続となっており、その他の御指摘等はありませんでしたので、報告をいたします。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で報告第2号の質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第4．議案第32号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第4、議案第32号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出議案の説明を求めます。原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第32号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,775万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億8,775万2,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠が措置されることになったことによる住民税非課税世帯への支援金事業及び国が低所得の子育て世帯への生活支援金特別給付金の給付を決定したことによる予算につきまして、補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。まず、歳入について御説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、住民税非課税世帯への支援金給付事業に100%充当する低所得世帯支援枠分1億4,193万9,000円を計上しております。

次の2目民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及びひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業に係る国の100%補助金で、両事業の給付費、事務費に係る国の補助金、合わせまして5,581万3,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料1の令和5年度4月補正予算(案)概要により御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費の低所得世帯支援事業は、住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を給付するもので、給付費、事務費、合わせまして1億4,193万9,000円を計上しております。

3款2項2目児童措置費の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、住民税非課税世帯及び家計急変世帯の児童1人当たり5万円を給付するもので、給付費、事務費、合わせまして2,908万4,000円を計上しております。

次のひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業は、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯の児童1人当たり5万円を給付するもので、給付費、事務費を合わせまして2,672万9,000円を計上しております。

以上で議案第32号令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)について説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長(原 裕治君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) 西原市民部長。

〔市民部長(西原 辰也君) 登壇〕

○市民部長(西原 辰也君) 市民部関係の低所得世帯生活支援給付金事業について御説明を申し上げます。

資料2の議案第32号関係資料を御覧ください。

事業の目的ですが、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得世帯に対し、給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行うものでございます。

今回、資料に記載のとおり、3つの給付金事業となりますが、全体事業費は1億9,775万2,000円、全額国費の10分の10でございます。

まず1つ目に、低所得世帯支援給付金でございます。対象者は、令和5年度住民税均等割非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給するもので、対象となる世帯数見込みは4,600

世帯、給付金総額1億3,800万円を計上しております。

国からまだ詳細の通知が来ておりませんので、申請方法等について、現段階でお示しすることはできませんが、対象世帯の抽出に係るシステム改修費等、準備を進めていくために、今回の補正予算の提案となったものでございます。

なお、給付金の支給については、令和5年度の住民税決定後の7月以降となる予定で、今後、国の通知により、早急に対象世帯への周知を行うとともに、できるだけ速やかな給付金の支給に努めることといたします。

次に、2つ目の子育て世帯生活支援給付金です。対象者は、令和4年度分の住民税均等割非課税の子育て世帯及び家計急変世帯で、児童1人当たり5万円を支給するもので、対象となる児童数見込みは560人、給付金総額2,800万円を計上しております。

なお、給付については、令和4年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の受給世帯等にプッシュ型で給付をすることといたします。

ただし、家計急変世帯については、これまでの給付金事業と同様に申請が必要となります。

次に、3つ目のひとり親世帯生活支援給付金です。対象者は、児童扶養手当受給者及び家計急変世帯で、児童1人当たり5万円を支給するもので、対象となる児童数見込みは520人、給付金総額2,600万円を計上しております。

なお、ひとり親世帯生活支援給付金については、令和5年3月分の児童扶養手当受給者等にプッシュ型で給付をすることといたしております。ただし、家計急変世帯については、先ほどと同様に申請が必要となります。

2つ目と3つ目の子育て世帯等の生活支援給付金をプッシュ型で給付ができる方については、5月末給付を目途に支給事務を進めてまいります。

また、これら3給付金事業の事務費として、575万2,000円を計上しております。

以上で資料の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 事業の順番からいって、通告しておりませんが、低所得世帯支援についての事業から急遽質問させていただきます。

今、言われましたように、まだ国からの通知がないのでということで、申請方法等については今後だというようなことではありますが、これまで住民税の均等割非課税世帯への支援事業というのは、令和3年度、4年度とあっているわけですので、なぜシステム改修が必要なのかと

いう点がちょっとお答えください。それができないのか。

それから、この令和5年度住民税均等割非課税世帯ということだけですので、令和5年度内で家計急変をした家庭に対しての給付が、この制度では低所得世帯支給に該当しないということになるのかということですね。

それから、先ほど言われるように、その給付のスケジュールがかなり、7月以降になるのか、もっと遅れるのか、その辺りのもう少し目安、支給の目安というのは分からないものでしょうか。

以上です。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの山口議員の御質問にお答えいたします。

システム改修の必要性でございますが、これは令和5年度の課税状況を決定後に、その対象者について抽出をする必要がある、そのためのシステム改修は必要になります。

それから、令和5年度の低所得、収入が減少した世帯、これにつきましては、今回の交付金でございまして、昨年までは給付金事業でございました。今回は交付金事業ということでなっております。その家計急変世帯ということにつきましては、今回の分につきましては、令和5年度の住民税非課税世帯ということで考えております。

それから、スケジュールにつきましては、先ほど申しましたように令和5年度の課税状況が決定する、6月に決定いたしますけれども、その準備をする段階を踏まえまして、7月以降に給付がなってくるものと今のところ考えております。

以上でございます。（「5月にできるものは5月に支給することはできないのか。」と呼ぶ者あり）

1番目の分につきましては5年度の決定ということでございますが、そのほかの2番、3番につきましてはプッシュ型で検討いたしておりますので、5月目途にやっていくということで思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 次のところの質問で聞こうということでしたので置いときますが、ただ1つ、この低所得者世帯のところをもう令和5年度住民税均等割非課税、令和5年度ですよ。これ、4年度とすればできるんじゃないですか。それはできないんですか。それ、そういうふうな支給対象者として考えれば、システム改修もせずに早く。それはできないということでしょうか。それ、ちょっとお答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの再質問でございますが、令和4年度の課税状況をということでございますけれども、今回の交付金の対象となる世帯につきましては、令和5年度の新課税世帯ということが、条件と申しますか、制度の仕組みとなっておりますので、4年度の分を対象にすることも可能ではございますけれども、失礼いたしました、令和4年度の分につきまして対象とした場合には、令和5年度にまた新課税であったということを確認する必要があります。その分にしか国からの交付金は下りてこないということになっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 分かりましたというか、後でもう一回お聞きしますので、次へ移ってよろしいですか。子育て世代の、通告していた質問を。

○議長（豊坂 敏文君） どうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） では、子育て世帯生活支援給付金給付事業とひとり親ということでの、対象年齢は書いてないのでということで質問しましたが、一応分かったわけですが、お答えください。

それから、今後の、ここの給付スケジュールはどうなっているのかということですね。

それに付け加えて、その1番目の低所得者支援で受ける4,600世帯のうちで、この子育て世帯の給付金事業も受ける世帯はどのくらい。つまり子育て世帯ですよ、4,600人の中で。それ以外は高齢者だったりするんでしょうけども、子育て世代、どのくらい、この二重で給付事業受ける世帯があるだろうというふうで把握しているか、その辺りお聞かせください。

それからもう一つは、給付人の対象を拡大するということでの考えはなかったのかということですね。これまで何度かこういう低所得者層とか、ひとり親とか、子育て支援の施策がありました。どうしても住民税の新課税、均等割新課税枠ということで、新課税世帯ということでの線が引かれるもので、その辺りの、常に対象にならなかった世帯があるというふうには私思うんですが、その辺りでの検討というのはなされたのか、なされなかったのか、その辺りお聞かせください。それが2点目ですね。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

本給付金につきましては、食料品等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得者のひとり親世帯及び子育て世帯を支援する観点から、児童1人につき5万円を支給する事業であり、昨年度と同様に、全額国庫負担で実施をいたします。

1点目の御質問の対象者の年齢と、今後の給付事業の計画でございますが、対象者年齢は0

歳から18歳まで。また、障害児の場合は20歳未満の児童が対象となっております。今後の給付計画ですが、子育て世帯については、昨年、令和4年度、本給付金を受給した世帯等に対して、またひとり親世帯については、令和5年3月分児童扶養手当受給者に対して、可能な限り5月末までに申請不要のプッシュ型で給付することと国からの通知で示されております。

本市としましては、本会議での議決をいただき次第、5月末支給を目指して準備を進めてまいります。

そのほか、直近で収入が減少した世帯については申請をしていただき、決定後、速やかに支給を行うことといたします。

次に、2点目の御質問、給付対象者の拡大の検討につきましては、本事業は、昨年度同様、全額国庫負担の国の事業であり、対象者等は国により定められておりますので、本市独自の予算措置による対象者の拡大の余地はございません。

まずは、物価高騰等に直面し、影響を受ける低所得者のひとり親世帯及び子育て世帯へ、この支援制度をいち早く届けることが大事と考えております。

それから重複世帯、低所得者と子育て世帯の重複世帯がどのくらいあるのかということですが、この重複世帯はあると思いますけれども、子育て世帯につきましては、児童扶養手当等の支給を受けられた方、令和5年3月、それから、児童扶養手当受給者等に対しましてはプッシュ型で行いますけれども、その支給を受けられた方につきましては、住民税非課税世帯かどうかというその確認は行っておりません。ですので、その重複される世帯はありますけれども、把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 制度として枠があるのということですが、今回の臨時交付金は、国の予備費を使って、推奨事業メニューということと、それから、低所得者世帯支援枠ということで予算が各自治体に下りてきているものを使われていると。とりわけ低所得世帯枠で使われているわけですね。そのときに国のほうから、今回のこの交付金については、柔軟な交付というか、市町村が独自に対象を広げたり、給付を上乗せたりする自治体がこれまではなかったもので、今交付金では独自の対象を広げたり、給付額を上乗せする自治体をやっぱりつくりたいということでの予算だというふうに来ているはずですね。そういう文書、国が出しているQ&Aのところ、重点交付金のQ&A第3版の中に載ってますよね。その中のQの2-4は、「低所得世帯の中でも、各世帯の人数や収入・所得によって給付額に差を設けることは可能か。」というふうに質問に対して、「可能」だと国のほうは答えております。

それから、支給対象の非課税世帯以外も含めた場合、どのような世帯を含めることを想定し

ているかということに国が答えて、所得割のみの非課税になっている人も考えてもいいよというふうなことがQ&Aで出ているはずなんですよ。

だから、先ほど言われた、国がこう定めているから、均等割だからこうなるんだというよりも、独自に壱岐市が検討する余地はあるということ国は言っているんですよ。そういう意味で、均等割じゃなくて、所得割で考えた場合、やっぱりこれまで均等割でもらえなかった人が所得割でもらえるというふうになるというところで何か検討もされていないですか、どのくらいの人が増えるとか。その辺りをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの山口議員の再質問にお答えいたします。

国のQ&Aにはそのようにうたっております。そういうところで検討をいたしております。

その中で、本市独自の予算措置による対象拡大の余地はございませんけれども、令和5年度当初予算では、本市の喫緊の課題であります子育て問題、少子化対策に重点を置いて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの支援を行うための取組として、県の助成制度の活用や本市独自の取組について、出産祝金の増額、保育料第2子以降無償化、福祉医療対象者の拡充など、これまで以上に手厚い支援事業を進めてまいります。

今後、本給付金につきましても、国で定められた事業内容に沿って、迅速に、適正な給付に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 国が柔軟に市民の今の生活状況に合わせて、各自治体が知恵を絞ってやってもいいよという予算措置をしているんですから、そこをやっぱり受け止めるべきだと。今までどおり均等割非課税枠だったらという、そういう国の仕方ですけども、独自に、そういう意味で言うと、やっぱり境界線で均等割で引っかけからなかった世帯をやっぱり所得割でちょっと上げて、今でもらえない世帯を上げるとか、今でもらってなくて低所得者層をやっぱり手厚くするとか、そういうことをやっぱり必要だというふうに私は思うんですよ。そういう面で実態をつかんでやっていただきたいと。

今後、推奨事業として国が7,000億円を、壱岐市に幾ら来るかちょっと分かりませんが、いつか教えていただきたいですが、その事業の案も今後、実施計画の締切りが5月29日ということで、今、壱岐市として計画だろうというふうに予想しますが、その計画の中にぜひきめ細かな、今でもらってないとか、かなり低所得者層をしっかりと手厚く支援するような施策をしていただきたいなど、そういうことを求めて、質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）を採決をします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで議案配布のため、暫時休憩をいたします。15分程度休憩です。

午前10時44分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再開します。

.....
日程第5. 同意第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、同意第1号壱岐市教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市教育委員会教育長の任命について御説明を申し上げます。

次の者を壱岐市教育委員会教育長に任命する。本日の提出でございます。

住所、壱岐市郷ノ浦町里触40番地1。氏名、山口千樹。生年月日、昭和37年10月13日でございます。

提案理由は、教育委員会教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市教育長、久保田良和氏が、本年5月19日をもって任期満了となるので、後任として山口千樹氏を教育長に任命するものでございます。

教育長の任期は3年となっております。

同氏の経歴につきましては、参考として添付しております略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） この上程とは関係がございませんが、私たち議員は、今日、議事日程表を初めて見まして、この同意第1号、第2号、第3号の上程後、知りました。本来は、やはり、事前の調査をすることを議員は望まれておると思います。ですから、本日4月25日には、こうしたことが議会で協議されるというのは、事前に把握をする必要がございます。それがタブレットにも載っておりません。載っておりますのは、報告2号、議案32号のみであります。

やはり、できれば、私も議会運営委員会の副委員長をいたしております。これすらも知りません。議員さんはもちろん知ってないと思います。ここら辺をもう少し可視化をして、分かるようにしていただきたいなと思います。

この議案に関する質疑はございませんが、全般的な議会の流れとして、ぜひそうあってほしいということを強く求めたいと思います。何か答弁があれば、議長からお願いをしましょう。

○議長（豊坂 敏文君） この件も別ですが、そういう事例があった場合については、今後、改正したいと思います。

皆様方、ほかに御異議ありませんか。御質問等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件について、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第1号壱岐市教育委員会教育長の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

日程第6. 同意第2号

日程第7. 同意第3号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第6、同意第2号及び日程第7、同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明をお願いします。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、壱岐市教育委員会委員橋川浩二氏が、本年5月19日をもって任期満了となるので、長尾良子氏を、壱岐市教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の経歴につきましては、参考として添付しております略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、壱岐市教育委員会委員、上川久美子氏が、本年5月19日をもって任期満了となるので、山口寿美枝氏を壱岐市教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の経歴につきましては、参考として添付しております略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから同意第2号及び同意第3号の2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号及び同意第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号及び同意第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、同意第2号及び同意第3号について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号及び同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命についての2件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

同意第2号及び同意第3号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、同意第2号及び同意第3号は同意することに決定しました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。

4月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年壱岐市議会定例会4月会議を終了いたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時09分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 森 俊介

署名議員 樋口伊久磨